



三重県公報

令和5年12月19日（火）

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
告 示			
777	銃猟禁止区域設定の一部を改正する告示	(獣 害 対 策 課)	2
778	同件	(同)	2
779	銃猟禁止区域の設定の一部を改正する告示	(同)	3
780	同件	(同)	4
781	同件	(同)	5
782	同件	(同)	5
783	同件	(同)	6
784	銃猟禁止区域の設定及びその区域図面の縦覧の一部を改正する告示	(同)	7
785	同件	(同)	8
786	鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律の規定による銃猟禁止区域の設定及び区域図面の縦覧の一部を改正する告示	(同)	9
787	同件	(同)	11
788	同件	(同)	12
789	銃猟禁止区域の設定及びその区域図面の縦覧の一部を改正する告示	(同)	13
790	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による銃猟禁止区域の指定及びその区域図面の縦覧の一部を改正する告示	(同)	16
791	同件	(同)	18
792	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定及びその区域図面の縦覧の一部を改正する告示	(同)	18
793	同件	(同)	20
794	同件	(同)	21
795	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定の一部を改正する告示	(同)	22
796	同件	(同)	23
797	同件	(同)	26
798	同件	(同)	27
799	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定の一部を改正する告示	(同)	28
800	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定の一部を改正する告示	(同)	29
801	同件	(同)	31

告 示

三重県告示第 777 号

銃猟禁止区域設定（昭和 43 年三重県告示第 707 号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 1 月 1 日から施行します。

令和 5 年 12 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定</u> (昭和 43 年 10 月 18 日三重県告示第 707 号)</p> <p><u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> (平成 14 年法律第 88 号) 第 35 条第 1 項の規定によ</p> <p>り、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定します。</p> <p>第 1</p> <p>1 名称 <u>松阪市嬉野中原特定猟具使用禁止区域（銃）</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成 26 年 11 月 1 日から<u>令和 6 年 10 月 31 日</u>ま で</p> <p>4 (略)</p>	<p>銃猟禁止区域設定（昭和 43 年 10 月 18 日三重県告示第 707 号）</p> <p><u>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律</u>（大正 7 年法律第 32 号）第 10 条の規定に基づき、危険防止のため、次のとおり銃猟禁止区域を設定したので、<u>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則</u>（昭和 25 年農林省令第 108 号）第 25 条に規定により告示する。</p> <p>第 1</p> <p>1 名称 <u>松阪市嬉野中原特定猟具使用禁止区域</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成 26 年 11 月 1 日から<u>平成 36 年 10 月 31 日</u>ま で</p> <p>4 <u>面積</u> <u>731 ヘクタール</u></p> <p>5 (略)</p>

三重県告示第 778 号

銃猟禁止区域設定（昭和 46 年三重県告示第 759 号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 1 月 1 日から施行します。

令和 5 年 12 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定</u> (昭和 46 年 11 月 24 日三重県告示第 759 号)</p> <p><u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> (平成 14 年法律第 88 号) 第 35 条第 1 項の規定によ</p> <p>り、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定します。</p> <p>1 名称 <u>鈴鹿市東部特定猟具使用禁止区域（銃）</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成 26 年 11 月 1 日から<u>令和 16 年 10 月 31 日</u>ま</p>	<p>銃猟禁止区域設定（昭和 46 年 11 月 24 日三重県告示第 759 号）</p> <p><u>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律</u>（大正 7 年法律第 32 号）第 10 条の規定により、次のとおり銃猟禁止区域を設定した。</p> <p>1 名称 <u>鈴鹿市東部銃猟禁止区域</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成 26 年 11 月 1 日から<u>平成 46 年 10 月 31 日</u>ま</p>

で 4 <u>使用を禁止する特定猟具の種類</u> <u>銃器</u>	で
---	---

三重県告示第 779 号

銃猟禁止区域の設定（昭和 47 年三重県告示第 559 号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 1 月 1 日から施行します。

令和 5 年 12 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定</u> (昭和 47 年 9 月 29 日三重県告示第 559 号)</p> <p><u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> (平成 14 年法律第 88 号) 第 35 条第 1 項の規定によ</p> <p>り、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定します。</p>	<p>銃猟禁止区域の設定（昭和 47 年 9 月 29 日三重県告示第 559 号）</p> <p>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正 7 年法律第 32 号）第 10 条の規定により、次のとおり銃猟禁止区域を設定した。</p> <p>第 1</p> <p style="padding-left: 20px;">名称 津市久居銃猟禁止区域 区域 久居市新町地内、国道 165 号線と県道久居高茶屋停車場線との交点を起点として、同国道を津市に向って東に進み、津市青谷地内にて市道半田火葬場線との交点に至る。同所から同市道を北西に進み、同地内にて市道神戸青谷線との交点に至る。同所から市道神戸青谷線を北西に進み、同市半田地内にて県道古河久居線との交点に至る。同所から同県道を北東に進み、同市農協半田出張所前にて県道阿漕線との交点に至る。同所から県道阿漕線を南東に進み、同市阿漕地内にて国鉄紀勢本線阿漕駅北西の踏切に至る。同所から同国鉄線に沿って南東に進み、同市垂水地内にて市道伊予町島貫線との交点（踏切）に至る。同所から同市道を南に進み、同地内にて市道青谷御殿場線との交点に至る。同所から市道青谷御殿場線を西に進み、同地内にて汐見が丘住宅団地入口に至る。同所から市道垂水南効中学校線を南東に進み、同市小森上野町（県警察学校横）にて県道久居高茶屋停車場線との交点に至る。同所から同県道を北西に進み、起点に至る一円の区域</p> <p style="padding-left: 20px;">存続期間 平成 6 年 11 月 1 日から平成 26 年 10 月 31 日まで</p>
<p>第 1</p> <p>1 名称 <u>四日市市松本・川島特定猟具使用禁止区域（銃）</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成 26 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで</p>	<p>第 2</p> <p>1 名称 <u>四日市市松本・川島特定猟具使用禁止区域</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成 26 年 11 月 1 日から平成 46 年 10 月 31 日まで</p>

4 <u>使用を禁止する特定猟具の種類</u> <u>銃器</u>	
--------------------------------------	--

三重県告示第 780 号

銃猟禁止区域の設定（昭和 48 年三重県告示第 575 号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 1 月 1 日から施行します。

令和 5 年 12 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定</u> (昭和 48 年 9 月 18 日三重県告示第 575 号)</p>	<p>銃猟禁止区域の設定（昭和 48 年 9 月 18 日三重県告示第 575 号）</p>
<p style="text-align: center;"><u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> (平成 14 年法律第 88 号) 第 35 条第 1 項の規定によ</p>	<p style="text-align: center;"><u>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律</u>（大正 7 年法律第 32 号）第 10 条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域</p>
<p>り、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定します。</p>	<p>を設定した。</p>
<p>第 1</p> <p>1 名称 <u>菰野町菰野特定猟具使用禁止区域（銃）</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成 26 年 11 月 1 日から<u>令和 16 年 10 月 31 日ま</u> で</p> <p>4 <u>使用を禁止する特定猟具の種類</u> <u>銃器</u></p>	<p>第 1</p> <p>1 名称 <u>菰野町菰野特定猟具使用禁止区域</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>面積</u> <u>465 ヘクタール</u></p> <p>4 存続期間 平成 26 年 11 月 1 日から<u>平成 46 年 10 月 31 日ま</u> で</p>
<p>第 2</p> <p>1 名称 <u>多度町香取特定猟具使用禁止区域（銃）</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成 26 年 11 月 1 日から<u>令和 16 年 10 月 31 日ま</u> で</p> <p>4 <u>使用を禁止する特定猟具の種類</u> <u>銃器</u></p>	<p>第 2</p> <p>1 名称 <u>多度町香取特定猟具使用禁止区域</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>面積</u> <u>83 ヘクタール</u></p> <p>4 存続期間 平成 26 年 11 月 1 日から<u>平成 46 年 10 月 31 日ま</u> で</p>
<p>第 3</p> <p>1 名称 <u>四日市市大門池特定猟具使用禁止区域（銃）</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成 26 年 11 月 1 日から<u>令和 16 年 10 月 31 日ま</u> で</p> <p>4 <u>使用を禁止する特定猟具の種類</u> <u>銃器</u></p>	<p>第 3</p> <p>1 名称 <u>四日市市大門池特定猟具使用禁止区域</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>面積</u> <u>47 ヘクタール</u></p> <p>4 存続期間 平成 26 年 11 月 1 日から<u>平成 46 年 10 月 31 日ま</u> で</p>

<p>第4</p> <p>1 名称 <u>大台町奥伊勢湖特定猟具使用禁止区域（銃）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 存続期間 平成26年11月1日から<u>令和16年10月31日</u>まで</p> <p>4 <u>使用を禁止する特定猟具の種類</u> <u>銃器</u></p>	<p>第4</p> <p>1 名称 <u>大台町奥伊勢湖特定猟具使用禁止区域</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>面積</u> <u>140ヘクタール</u></p> <p>4 存続期間 平成26年11月1日から<u>平成46年10月31日</u>まで</p>
--	---

三重県告示第781号

銃猟禁止区域の設定（昭和51年三重県告示第544号）の一部を次のように改正し、令和6年1月1日から施行します。

令和5年12月19日

三重県知事 一見勝之

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定</u> (昭和51年9月24日三重県告示第544号)</p>	<p>銃猟禁止区域の設定（昭和51年9月24日三重県告示第544号）</p>
<p><u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> (平成14年法律第88号)第35条第1項の規定によ</p>	<p><u>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律</u>（大正7年法律第32号）第10条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域</p>
<p>り、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定します。</p> <p>第1</p> <p>1 名称 <u>亀山市井田川特定猟具使用禁止区域（銃）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 存続期間 平成26年11月1日から<u>令和16年10月31日</u>まで</p> <p>4 <u>使用を禁止する特定猟具の種類</u> <u>銃器</u></p>	<p>を設定した。</p> <p>第1</p> <p>1 名称 <u>亀山市井田川特定猟具使用禁止区域</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>面積</u> <u>398ヘクタール</u></p> <p>4 存続期間 平成26年11月1日から<u>平成46年10月31日</u>まで</p>

三重県告示第782号

銃猟禁止区域の設定（昭和52年三重県告示第651号）の一部を次のように改正し、令和6年1月1日から施行します。

令和5年12月19日

三重県知事 一見勝之

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定</u> (昭和52年10月28日三重県告示第651号)</p>	<p>銃猟禁止区域の設定（昭和52年10月28日三重県告示第651号）</p>

<p><u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定します。</p> <p>第1</p> <p>1 名称 <u>大里特定猟具使用禁止区域（銃）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 存続期間 平成26年11月1日から<u>令和6年10月31日</u>まで</p> <p>4 <u>使用を禁止する特定猟具の種類</u> <u>銃器</u></p> <p>第2</p> <p>1 名称 <u>名張市特定猟具使用禁止区域（銃）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 存続期間 平成26年11月1日から<u>令和16年10月31日</u>まで</p> <p>4 <u>使用を禁止する特定猟具の種類</u> <u>銃器</u></p>	<p><u>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律</u>（大正7年法律第32号）第10条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を設定した。</p> <p>第1</p> <p>1 名称 <u>大里特定猟具使用禁止区域</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>面積</u> <u>102ヘクタール</u></p> <p>4 存続期間 平成26年11月1日から<u>平成36年10月31日</u>まで</p> <p>第2</p> <p>1 名称 <u>名張市特定猟具使用禁止区域</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>面積</u> <u>1,425ヘクタール</u></p> <p>4 存続期間 平成26年11月1日から<u>平成46年10月31日</u>まで</p>
---	---

三重県告示第783号

銃猟禁止区域の設定（昭和60年三重県告示第503号）の一部を次のように改正し、令和6年1月1日から施行します。

令和5年12月19日

三重県知事 一見勝之

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定</u>（昭和60年10月22日三重県告示第503号）</p> <p><u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定します。</p> <p>第1</p> <p>1 名称 <u>鈴鹿市高岡特定猟具使用禁止区域（銃）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 存続期間 平成27年11月1日から<u>令和7年10月31日</u>まで</p> <p>4 <u>使用を禁止する特定猟具の種類</u></p>	<p><u>銃猟禁止区域の設定</u>（昭和60年10月22日三重県告示第503号）</p> <p><u>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律</u>（大正7年法律第32号）第10条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を設定した。</p> <p>第1</p> <p>1 名称 <u>鈴鹿市高岡特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>面積</u> <u>90ヘクタール</u></p> <p>4 存続期間 平成27年11月1日から<u>平成37年10月31日</u>まで</p>

銃器	<p>第2</p> <p>1 名称 磯部町穴川銃猟禁止区域</p> <p>2 区域 志摩郡磯部町穴川地内、県道国府磯部線と太平洋沿岸自転車道の交点を起点として、同所から同自転車道を北西に進み、穴川字座頭橋 1,365 番 2 地先との交点に至り、同所から養魚場堤防に向かって北に進み、近鉄志摩線を横切り養魚場堤防に至り、同所から同堤防を 1,625 番 3 地先より 1,624 番地先に沿って北に進み、同堤防と海岸線との交点に至り、同所から同堤防を養魚場に沿って東に進み、更に南に進み、更に西に進み、養魚場に架かる橋の北詰に至り、同所から近鉄志摩線磯部 6 号踏切に向かって南西に進み、同踏切を横切り県道国府磯部線に至り、同所から同県道を西に進み、起点に至る一円の区域</p> <p>3 面積 33ヘクタール</p> <p>4 存続期間 昭和 60 年 11 月 1 日から昭和 65 年 10 月 31 日まで</p>
----	---

三重県告示第 784 号

銃猟禁止区域の設定及びその区域図面の縦覧（昭和 63 年三重県告示第 506 号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 1 月 1 日から施行します。

令和 5 年 12 月 19 日

三重県知事 一見勝之

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定（昭和 63 年 10 月 18 日三重県告示第 506 号）</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 35 条第 1 項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定します。</p> <p>第 1</p> <p>1 名称 桑名市東部特定猟具使用禁止区域（銃）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 存続期間 平成 20 年 11 月 1 日から令和 10 年 10 月 31 日まで</p> <p>4 （略）</p>	<p>銃猟禁止区域の設定及びその区域図面の縦覧（昭和 63 年 10 月 18 日三重県告示第 506 号）</p> <p>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正 7 年法律第 32 号）第 10 条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を設定した。</p> <p>なお、区域図面は三重県農林水産部林業事務局緑化推進課及び各県民局農林（水産）事務所林政部に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>第 1</p> <p>1 名称 桑名市東部特定猟具使用禁止区域</p> <p>2 （略）</p> <p>3 存続期間 平成 20 年 11 月 1 日から平成 40 年 10 月 31 日まで</p> <p>4 （略）</p> <p>第 2</p>

<p>第2</p> <p>1 名称 津市河芸町千里ヶ丘特定猟具使用禁止区域（銃）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 存続期間 平成19年11月1日から令和9年10月31日まで</p> <p>4 （略）</p>	<p>1 名称 鈴鹿市御座ヶ池特定猟具使用禁止区域</p> <p>2 区域 鈴鹿市寺家町伏拝 982 番地 御座ヶ池一円</p> <p>3 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで</p> <p>4 使用を禁止する特定猟具の種類 銃器</p> <p>第3</p> <p>1 名称 津市河芸町千里ヶ丘特定猟具使用禁止区域</p> <p>2 （略）</p> <p>3 存続期間 平成19年11月1日から平成39年10月31日まで</p> <p>4 （略）</p>
---	---

三重県告示第785号

銃猟禁止区域の設定及びその関係図面の縦覧（平成元年三重県告示第532号）の一部を次のように改正し、令和6年1月1日から施行します。

令和5年12月19日

三重県知事 一 見 勝 之

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定（平成元年10月11日三重県告示第532号）</p>	<p>銃猟禁止区域の設定及びその関係図面の縦覧（平成元年10月11日三重県告示第532号）</p>
<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定します。</p>	<p>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第10条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を設定した。</p> <p>なお、区域図面は三重県農林水産部林業事務局緑化推進課及び各県民局農林（水産）事務所林政部に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>第1</p> <p>1 名称 川越町周辺特定猟具使用禁止区域（銃）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 存続期間 平成26年11月1日から令和16年10月31日まで</p> <p>4 （略）</p> <p>第2</p> <p>1 名称 松阪市特定猟具使用禁止区域（銃）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 存続期間 平成21年11月1日から令和11年10月31日まで</p>	<p>第1</p> <p>1 名称 川越町周辺特定猟具使用禁止区域</p> <p>2 （略）</p> <p>3 存続期間 平成26年11月1日から平成46年10月31日まで</p> <p>4 （略）</p> <p>第2</p> <p>1 名称 松阪市特定猟具使用禁止区域</p> <p>2 （略）</p> <p>3 存続期間 平成21年11月1日から平成41年10月31日まで</p>

<p>4 (略)</p> <p>第3</p> <p>1 名称 松阪市桜町特定猟具使用禁止区域 (銃)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成 21 年 11 月 1 日から令和 11 年 10 月 31 日まで</p> <p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p> <p>第3</p> <p>1 名称 松阪市桜町特定猟具使用禁止区域</p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成 21 年 11 月 1 日から平成 41 年 10 月 31 日まで</p> <p>4 (略)</p> <p>第4</p> <p>1 名称 松阪市日丘町特定猟具使用禁止区域</p> <p>2 区域 松阪市日丘町地内の県道松阪嬉野線と日丘町・藤之木町との字界の交点を起点とし、同所から南西に同境界を進み、途中八重田ポンプ場を経て、同境界と藤之木町地内の八原池左岸に至り、同所から東に同左岸を進み、八原池堤の北詰に至り、同所から堤を下り市道伊勢寺藤之木線との交点に至り、同所から南へ同市道を進み、同市道と日丘町・藤之木町との字界との交点に至り、同所から西へ同字界を進み、再度市道伊勢寺藤之木線との交点に至り、同所から同市道を北に進み、馬立池（通称八重田池）堤防道路との交点に至り、同所から同堤防道路を北東に進み、日丘町・八重田町との字界の交点に至り、同所から同字界を北東に進み、途中県道松阪嬉野線との交点を経て、さらに同字界を進み、起点に至る一円の区域</p> <p>3 存続期間 平成 21 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで</p> <p>4 使用を禁止する特定猟具の種類 銃器</p>
--	--

三重県告示第 786 号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による銃猟禁止区域の設定及び区域図面の縦覧（平成 4 年三重県告示第 465 号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 1 月 1 日から施行します。

令和 5 年 12 月 19 日

三重県知事 一見勝之

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定 (平成 4 年 9 月 11 日三重県告示第 465 号)</p>	<p>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による銃猟禁止区域の設定及び区域図面の縦覧（平成 4 年 9 月 11 日三重県告示第 465 号）</p>
<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 35 条第 1 項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定します。</p>	<p>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正 7 年法律第 32 号）第 10 条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を設定した。</p> <p>なお、区域図面は、三重県農林水産部林業事務局緑化推進課及び各県民局農林（水産）事務所林政部に備</p>

<p>第1</p> <p>1 名称 <u>津市芸濃町石山観音特定猟具使用禁止区域(銃)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成24年11月1日から<u>令和14年10月31日</u>まで</p> <p>4 (略)</p>	<p>え置いて縦覧に供する。</p> <p>第1</p> <p>1 名称 <u>津市芸濃町石山観音特定猟具使用禁止区域</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成24年11月1日から平成44年10月31日まで</p> <p>4 (略)</p>
	<p>第2</p> <p>1 名称 <u>伊賀市壬生野三ツ池特定猟具使用禁止区域</u></p> <p>2 区域 <u>伊賀市山畑地内子守橋南詰を起点とし、同所から一級河川滝川左岸を北西に進み、川東地内で法仏橋南詰に至り、同所から市道井戸川法佛線を南西に進み、市道西ヶ崎千石谷線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み、伊賀市西之澤と炊村、千戸との境界線に至り、同所から同境界線を西に進み、西之澤と千歳との境界線との交点を経て更に北に進み、名阪国道との交点に至り、同所から同国道を北東に進み、一級河川滝川右岸に至り、同所から同川右岸を南東に進み、滝川橋東詰に至り、同所から県道川東佐那具線を東に進み、県道伊賀青山線との交点に至り、同所から同県道を東に進み、市道春日参道線の起点に至り、同所から同市道を東に進み、市道春日山線との交点に至り、同所から同市道を東に進み、県道伊賀大山田線との交点に至り、同所から同県道を南に進み起点に至る一円の区域</u></p> <p>3 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで</p> <p>4 使用を禁止する特定猟具の種類 銃器</p>
	<p>第3</p> <p>1 名称 <u>志摩市磯部町坂崎特定猟具使用禁止区域</u></p> <p>2 区域 <u>志摩市磯部町坂崎地内、県道鳥羽阿児線(パールロード)と市道三ヶ所坂崎線との交点を起点として、同市道を西に進み日出川との交点に至り、同所から同河川を北(下流)に進み海岸線に至り、同所から同海岸線を北東に進み志摩スペイン村との境界に至り、同所から同境界を南東に進み、県道鳥羽阿児線(パールロード)との交点に至り、同所から同県道を南に進み起点に至る一円の区域</u></p> <p>3 存続期間</p>

	平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで で 4 <u>使用を禁止する特定猟具の種類</u> <u>銃器</u>
--	--

三重県告示第 787 号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による銃猟禁止区域の設定及びその区域図面の縦覧（平成 6 年三重県告示第 476 号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 1 月 1 日から施行します。

令和 5 年 12 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定</u> （平成 6 年 10 月 11 日三重県告示第 476 号）	<u>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による銃猟禁止区域の設定及びその区域図面の縦覧</u> （平成 6 年 10 月 11 日三重県告示第 476 号）
<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> （平成 14 年法律第 88 号）第 35 条第 1 項の規定によ <u>り、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定します。</u>	<u>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律</u> （大正 7 年法律第 32 号）第 10 条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域 <u>を設定した。</u> なお、区域図面は、三重県農林水産部林業事務局緑化 推進課及び各県民局農林（水産）事務所林政部に備え置 いて縦覧に供する。
第 1 1 名称 <u>名阪亀山関工業団地特定猟具使用禁止区域（銃）</u> 2 （略） 3 存続期間 平成 26 年 11 月 1 日から <u>令和 16 年 10 月 31 日ま</u> で 4 <u>使用を禁止する特定猟具の種類</u> <u>銃器</u>	第 1 1 名称 <u>名阪亀山関工業団地特定猟具使用禁止区域</u> 2 （略） 3 存続期間 平成 26 年 11 月 1 日から <u>平成 46 年 10 月 31 日ま</u> で 第 2 1 名称 <u>伊勢市玉城町大仏山特定猟具使用禁止区域</u> 2 区域 <u>伊勢市小俣町相合地内、相合川に架かる岩崎橋南</u> <u>詰めを起点とし、右岸堤防を西へ進み県道鳥羽松阪</u> <u>線に至り、同県道を北西に進み玉城町と明和町の境</u> <u>界線に至り、同所から境界沿いを東に進みシンゲ池</u> <u>を経て、伊勢市と明和町との境界線に至り、同所か</u> <u>ら明和町との境界沿いに進み新池を経て県道伊勢小</u> <u>俣松阪線との交点に至り、同所から県道伊勢小俣松</u> <u>阪線を東に進み県道東大淀小俣線との交点に至り、</u> <u>同所から県道伊勢小俣松阪線を南に進み相合橋南詰</u> <u>めから相合川右岸堤防を西に進み起点に至る一円の</u> <u>区域</u> 3 存続期間 平成 26 年 11 月 1 日から平成 46 年 10 月 31 日ま で
第 2	第 3

<p>1 名称 <u>伊賀市大野木西光寺池特定猟具使用禁止区域(銃)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成 26 年 11 月 1 日から<u>令和 16 年 10 月 31 日</u>まで</p> <p>4 <u>使用を禁止する特定猟具の種類</u> <u>銃器</u></p> <p>第 3</p> <p>1 名称 <u>伊勢市鳥羽市特定猟具使用禁止区域(銃)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成 26 年 11 月 1 日から<u>令和 16 年 10 月 31 日</u>まで</p> <p>4 <u>使用を禁止する特定猟具の種類</u> <u>銃器</u></p>	<p>1 名称 <u>伊賀市大野木西光寺池特定猟具使用禁止区域</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成 26 年 11 月 1 日から<u>平成 46 年 10 月 31 日</u>まで</p> <p>第 4</p> <p>1 名称 <u>伊勢市鳥羽市特定猟具使用禁止区域</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成 26 年 11 月 1 日から<u>平成 46 年 10 月 31 日</u>まで</p>
--	--

三重県告示第 788 号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による銃猟禁止区域の設定及びその区域図面の縦覧（平成 7 年三重県告示第 442 号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 1 月 1 日から施行します。

令和 5 年 12 月 19 日

三重県知事 一見勝之

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定</u> (平成 7 年 9 月 8 日三重県告示第 442 号)</p>	<p><u>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による銃猟禁止区域の設定及びその区域図面の縦覧</u>（平成 7 年 9 月 8 日三重県告示第 442 号）</p>
<p><u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> (平成 14 年法律第 88 号) 第 35 条第 1 項の規定によ</p>	<p><u>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律</u>（大正 7 年法律第 32 号）第 10 条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を設定した。</p>
<p>り、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定します。</p>	<p><u>なお、区域図面は、三重県環境安全部自然環境課及び関係県民農林（水産）事務所林政部に備え置いて縦覧に供する。</u></p>
<p>第 1</p> <p>1 名称 <u>津市河芸町上野地区特定猟具使用禁止区域(銃)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から<u>令和 9 年 10 月 31 日</u>まで</p> <p>4 (略)</p> <p>第 2</p> <p>1 名称 <u>伊賀市上野センターランド特定猟具使用禁止区域(銃)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間</p>	<p>第 1</p> <p>1 名称 <u>津市河芸町上野地区特定猟具使用禁止区域</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から<u>平成 39 年 10 月 31 日</u>まで</p> <p>4 (略)</p> <p>第 2</p> <p>1 名称 <u>伊賀市上野センターランド特定猟具使用禁止区域(銃)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間</p>

<p>平成 27 年 11 月 1 日から <u>令和 17 年 10 月 31 日</u> ま で</p> <p>4 <u>使用を禁止する特定猟具の種類</u> <u>銃器</u></p> <p>第 3</p> <p>1 名称 <u>名張市桔梗が丘西特定猟具使用禁止区域（銃）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 存続期間 平成 27 年 11 月 1 日から <u>令和 17 年 10 月 31 日</u> ま で</p> <p>4 <u>使用を禁止する特定猟具の種類</u> <u>銃器</u></p> <p>第 4</p> <p>1 名称 <u>紀宝町相野谷川特定猟具使用禁止区域（銃）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 存続期間 平成 27 年 11 月 1 日から <u>令和 17 年 10 月 31 日</u> ま で</p> <p>4 <u>使用を禁止する特定猟具の種類</u> <u>銃器</u></p>	<p>平成 27 年 11 月 1 日から <u>平成 47 年 10 月 31 日</u> ま で</p> <p>第 3</p> <p>1 名称 <u>名張市桔梗が丘西特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 存続期間 平成 27 年 11 月 1 日から <u>平成 47 年 10 月 31 日</u> ま で</p> <p>第 4</p> <p>1 名称 <u>紀宝町相野谷川特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 存続期間 平成 27 年 11 月 1 日から <u>平成 47 年 10 月 31 日</u> ま で</p>
--	---

三重県告示第 789 号

銃猟禁止区域の設定及びその区域図面の縦覧（平成 10 年三重県告示第 476 号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 1 月 1 日から施行します。

令和 5 年 12 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定（平成 10 年 10 月 23 日三重県告示第 476 号）</u></p>	<p>銃猟禁止区域の設定及びその区域図面の縦覧（平成 10 年 10 月 23 日三重県告示第 476 号）</p>
<p><u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 35 条第 1 項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定します。</u></p>	<p>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正 7 年法律第 32 号）第 10 条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を設定した。</p> <p><u>なお、区域図面は、三重県環境部自然環境課及び各県民局生活環境部に備え置いて縦覧に供する。</u></p> <p>第 1</p> <p>1 名称 <u>四日市市下野特定猟具使用禁止区域</u></p> <p>2 区域 <u>四日市市北山町地内、県道四日市員弁線と四日市市と員弁郡東員町の境界線との交点を起点として、同所から同境界線を東に進み四日市市と東員町及び桑名市の境界線との交点に至り、同所から四日市市と桑名市の境界線を東に進み市道西大鐘 17 号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道大鐘 19 号線との交点に至り、同所から同市道を南に進</u></p>

み市道日永八郷線との交点に至り、同所から同市道を南に進み県道平津菰野線との交点に至り、同所から同県道を西に進み三岐鉄道との交点に至り、同所から同鉄道を北西に進み朝明川支流古城川との交点に至り、同所から同所と市道北山 27 号線の南詰を直線で結ぶ線を北に進み同市道南詰に至り、同所から同市道東側に接する水路（朝明新川）を北（上流）に進み四日市市と東員町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み、起点に至る一円の区域

3 存続期間

平成 20 年 11 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日まで

4 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

第 2

1 名称

いなべ市北勢町小原一色特定猟具使用禁止区域

2 区域

いなべ市北勢町小原一色字笹野地内、県道畑毛東員野阿下喜線と市道十社第 115 号線の交点を起点として、同所から同県道を西に進み市道十社第 62 号線の交点に至り、同所から同市道を北東に進み高圧電線下に至り、同所から農地と林地の境界を北東に進み農地北端に至り、同所から作業路を北に 100m 進み西部西名古屋線第 6 号鉄塔に至り、同所から北に 250m 進みバス回転場所の南西端部に至り、同所から同回転場所と林地との境界を北に進み同回転場所の北端部に至り、同所から同回転場所と農地の境界を東に進み市道十社第 115 号線に至り、同所から同市道を南に進みさくら公園に至り、同所から同公園敷地と山林の境界を南西に進み同公園敷地南端部に至り、同所から農地と林地の境界を南に進み県道畑毛東員野阿下喜線に至り、同所から同県道を西に進み起点に至る一円の区域

3 存続期間

平成 20 年 11 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日まで

4 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

第 3

1 名称

東員町笹尾城山特定猟具使用禁止区域

2 区域

員弁郡東員町大字鳥取字奥沢地内、国道 421 号線と砂谷川の交点を起点とし、同所から同河川を北に進み同町大字鳥取字奥沢 1652-1 番地南側境界との交点に至り、同所から同境界を西に進み県道多度東員線との交点に至り、同所から同県道を北に進み町道鳥取 449 号線との交点に至り、同所から同町道を

第 1

- 1 名称
津市久居西部特定猟具使用禁止区域（銃）
- 2 （略）
- 3 存続期間
平成 20 年 11 月 1 日から令和 10 年 10 月 31 日ま
で
- 4 （略）

東に進み東員町と桑名市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み同町大字穴太と城山 2 丁目の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み同町大字穴太と城山 3 丁目の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み町道穴太弁天山 2 号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み東員町と桑名市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進みのちに南に進み県道桑名東員線との交点に至り、同所から同県道を南に進み国道 421 号線との交点に至り、同所から同国道を西に進み農道山田 2 号線との交点に至り、同所から同農道を北に進み同町大字山田字白草 3080-2 番地南側境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み同町大字山田字白草 3076-4 番地東側境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み田古田川との交点に至り、同所から同河川を北に進み同町大字鳥取字菊若 1278・1287・1303 番地南側境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み農道鳥取 2 号線に至り、同所から同農道を西に進み国道 421 号線との交点に至り、同所から同国道を西に進み起点に至る一円の区域

3 存続期間

平成 20 年 11 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日ま
で

4 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

第 4

- 1 名称
津市久居西部特定猟具使用禁止区域
- 2 （略）
- 3 存続期間
平成 20 年 11 月 1 日から平成 40 年 10 月 31 日ま
で
- 4 （略）

第 5

- 1 名称
明和町大淀特定猟具使用禁止区域
- 2 区域
多気郡明和町大字大淀字二本松地内、国道 23 号線と県道大淀港斎明線の交点を起点とし、同所から同国道を南東に進み、字四ツ枝地内で明和町と伊勢市の境界との交点に至り、同所から同境界を南に進み、大字平尾字西見地内で町道平尾 3 号線の延長線との交点に至り、同所から同延長線を西に進み、途中、町道平尾 3 号線に至り、同所から同町道をさらに西に進み、字大西垣外地内で県道大淀港斎明線との交点に至り、同所から同県道を北に進み、字寺山地内で町道明和工業団地線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み、字野田地内で町道東野 2 号線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み、

	<p><u>大字齋宮字東野地内で町道相野・東野線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み、大字佐田字立山地内で町道大淀・役場・坂本線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み、字野塚地内で町道齋宮北1号線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み、字園山地内で町道上御糸南1号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み、町道養鶏センター・山大淀線との交点に至り、同所から同町道を東に進み、大字馬之上字御厨野地内で町道上御糸東4号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み、町道馬之上10号線との交点に至り、同所から同町道を北に進み、町道馬之上11号線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み、字東野地内で町道大淀・役場・坂本線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み、大字大淀字上山地内で県道大淀港斎明線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み、起点に至る一円の地域</u></p> <p>3 <u>存続期間</u> 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで</p> <p>4 <u>使用を禁止する特定猟具の種類</u> 銃器</p> <p>第6</p> <p>1 <u>名称</u> <u>明和町明星特定猟具使用禁止区域</u></p> <p>2 <u>区域</u> <u>多気郡明和町大字明星字上見地内、明和町と伊勢市の境界と町道柏町・明野線の交点を起点とし、同所から同境界を南東に進み同町大字新茶屋字達摩地内で町道柏町・明野線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み起点に至る一円の区域</u></p> <p>3 <u>存続期間</u> 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで</p> <p>4 <u>使用を禁止する特定猟具の種類</u> 銃器</p> <p>第7</p> <p>1 <u>名称</u> <u>伊賀市猪田大池特定猟具使用禁止区域</u></p> <p>2 <u>区域</u> <u>伊賀市猪田山出地内、大池水面一円</u></p> <p>3 <u>存続期間</u> 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで</p> <p>4 <u>使用を禁止する特定猟具の種類</u> 銃器</p>
--	---

三重県告示第790号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による銃猟禁止区域の指定及びその区域図面の縦覧（平成16年三重県告示第812号）の一部を次のように改正し、令和6年1月1日から施行します。

令和5年12月19日

三重県知事 一見勝之

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定</u> (平成16年10月29日三重県告示第812号)</p>	<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による銃猟禁止区域の指定及びその区域図面の縦覧 (平成16年10月29日三重県告示第812号)</p>
<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定します。</p>	<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第35条第1項の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を指定しました。</p>
<p>なお、区域図面は、三重県環境森林部自然環境室及び各県民局生活環境森林部に備え置いて縦覧に供します。</p>	
<p>第1</p> <p>1 名称 <u>桑名市多度町野代特定猟具使用禁止区域 (銃)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成16年11月1日から<u>令和6年10月31日</u>まで</p> <p>4 (略)</p>	<p>第1</p> <p>1 名称 <u>桑名市多度町野代特定猟具使用禁止区域</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成16年11月1日から<u>平成36年10月31日</u>まで</p> <p>4 (略)</p>
<p>第2</p> <p>1 名称 <u>四日市市川島・桜特定猟具使用禁止区域 (銃)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成16年11月1日から<u>令和6年10月31日</u>まで</p> <p>4 (略)</p>	<p>第2</p> <p>1 名称 <u>四日市市川島・桜特定猟具使用禁止区域</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成16年11月1日から<u>平成36年10月31日</u>まで</p> <p>4 (略)</p>
<p>第3</p> <p>1 名称 <u>鈴鹿市椿特定猟具使用禁止区域 (銃)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成16年11月1日から<u>令和6年10月31日</u>まで</p> <p>4 (略)</p>	<p>第3</p> <p>1 名称 <u>鈴鹿市椿特定猟具使用禁止区域</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成16年11月1日から<u>平成36年10月31日</u>まで</p> <p>4 (略)</p>
<p>第4</p> <p>1 名称 <u>津市一志町若柚池特定猟具使用禁止区域 (銃)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成16年11月1日から<u>令和6年10月31日</u>まで</p> <p>4 (略)</p>	<p>第4</p> <p>1 名称 <u>津市一志町若柚池特定猟具使用禁止区域</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成16年11月1日から<u>平成36年10月31日</u>まで</p> <p>4 (略)</p>
<p>第5</p> <p>1 名称 <u>多気町勢和特定猟具使用禁止区域 (銃)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間</p>	<p>第5</p> <p>1 名称 <u>多気町勢和特定猟具使用禁止区域</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間</p>

平成 16 年 11 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日まで 4 (略)	平成 16 年 11 月 1 日から平成 36 年 10 月 31 日まで 4 (略)
---	--

三重県告示第 791 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による銃猟禁止区域の指定及びその区域図面の縦覧（平成 17 年三重県告示第 905 号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 1 月 1 日から施行します。

令和 5 年 12 月 19 日

三重県知事 一見勝之

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定 (平成 17 年 11 月 1 日三重県告示第 905 号)	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による銃猟禁止区域の指定及びその区域図面の縦覧 (平成 17 年 11 月 1 日三重県告示第 905 号)
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成 14 年法律第 88 号) 第 35 条第 1 項の規定によ	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 35 条第 1 項の規定に基づき、次のと
り、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定します。	おり銃猟禁止区域を指定しました。
第 1	第 1
1 名称 志摩市英虞湾特定猟具使用禁止区域（銃）	1 名称 志摩市英虞湾特定猟具使用禁止区域（銃猟）
2 (略)	2 (略)
3 存続期間 平成 27 年 11 月 1 日から令和 7 年 10 月 31 日まで	3 存続期間 平成 27 年 11 月 1 日から平成 37 年 10 月 31 日まで
4 使用を禁止する特定猟具の種類 銃器	
第 2	第 2
1 名称 伊勢市上野町特定猟具使用禁止区域（銃）	1 名称 伊勢市上野町銃猟使用禁止区域
2 (略)	2 (略)
3 存続期間 平成 17 年 11 月 1 日から令和 7 年 10 月 31 日まで	3 存続期間 平成 17 年 11 月 1 日から平成 37 年 10 月 31 日まで
4 使用を禁止する特定猟具の種類 銃器	

三重県告示第 792 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定及びその区域図面の縦覧（平成 19 年三重県告示第 745 号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 1 月 1 日から施行します。

令和 5 年 12 月 19 日

三重県知事 一見勝之

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定 (平成 19 年 10 月 30 日三重県告示第 745 号)	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定及びその区域図面の縦覧 (平成 19 年 10 月 30 日三重県告示第

<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 35 条第 1 項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定します。</p>	<p>745 号) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 35 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定し、平成 19 年 11 月 1</p>
<p>第 1</p>	<p>日から施行します。 なお、区域図面は、三重県環境森林部自然環境室及び各農林（水産）商工環境事務所に備え置いて縦覧に供します。</p>
<p>1 名称 <u>津市河芸町三行地区特定猟具使用禁止区域（銃）</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から<u>令和 9 年 10 月 31 日</u>まで</p> <p>4 (略)</p>	<p>第 1</p> <p>1 名称 <u>津市河芸町三行地区特定猟具使用禁止区域</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から<u>平成 39 年 10 月 31 日</u>まで</p> <p>4 (略)</p>
<p>第 2</p> <p>1 名称 <u>伊勢市朝熊町特定猟具使用禁止区域（銃）</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から<u>令和 9 年 10 月 31 日</u>まで</p> <p>4 (略)</p>	<p>第 2</p> <p>1 名称 <u>伊勢市朝熊町特定猟具使用禁止区域</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から<u>平成 39 年 10 月 31 日</u>まで</p> <p>4 (略)</p>
<p>第 3</p> <p>1 名称 <u>伊賀市上之庄特定猟具使用禁止区域</u></p> <p>2 区域 <u>伊賀市上之庄地内、市道依那古花之木線と市道上之庄百々池線との交点を起点として、同所から市道上之庄百々池線を西に進み市道百々池線との交点に至り、同所から市道百々池線を北に進み同市道と隣接する田圃の畦道との交点に至り、同所から同畦道を南に進み高区配水池へと続く山道との交点に至り、同所から同山道を東に進み市道依那古花之木線との交点に至り、同所から同市道を南に進み起点に至る一円の区域</u></p> <p>3 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から<u>平成 29 年 10 月 31 日</u>まで</p> <p>4 使用を禁止する特定猟具の種類 銃器</p>	<p>第 3</p> <p>1 名称 <u>伊賀市上之庄特定猟具使用禁止区域</u></p> <p>2 区域 <u>伊賀市上之庄地内、市道依那古花之木線と市道上之庄百々池線との交点を起点として、同所から市道上之庄百々池線を西に進み市道百々池線との交点に至り、同所から市道百々池線を北に進み同市道と隣接する田圃の畦道との交点に至り、同所から同畦道を南に進み高区配水池へと続く山道との交点に至り、同所から同山道を東に進み市道依那古花之木線との交点に至り、同所から同市道を南に進み起点に至る一円の区域</u></p> <p>3 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から<u>平成 29 年 10 月 31 日</u>まで</p> <p>4 使用を禁止する特定猟具の種類 銃器</p>
<p>第 4</p> <p>1 名称 <u>伊賀市川上ダム建設予定地特定猟具使用禁止区域</u></p> <p>2 区域 <u>伊賀市阿保地内、市道阿保種生線と付替県道松阪青山線との交点を起点として、同所から同県道を南東に進み、さらに道なりに南に進み中部電力取水堰</u></p>	<p>第 4</p> <p>1 名称 <u>伊賀市川上ダム建設予定地特定猟具使用禁止区域</u></p> <p>2 区域 <u>伊賀市阿保地内、市道阿保種生線と付替県道松阪青山線との交点を起点として、同所から同県道を南東に進み、さらに道なりに南に進み中部電力取水堰</u></p>

	<p>(種生橋手前)に至り、同所から川上川左岸側の林道(山立道)に至る。同林道を経て市道川上種生線との交点に至り、同所から南へ尾根を進み、同尾根を前深瀬川右岸沿いに南(上流)方向に進み同尾根から同川に架かる安場橋に至り、同所から県道青山美杉線を北西に進み市道種生小波田線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み新田水路との交点に至り、同所から同水路を北に進み市道羽根川上線との交点に至り、同所から同市道を北に約 220m進んだ所の里道を東に進み市道川上比土線との交点に至り、同所から同市道を北に進み付替県道松阪青山線との交点に至り、同所から同県道を東に進み要石大橋を経て起点に至る一円の区域</p> <p>3 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで</p> <p>4 使用を禁止する特定猟具の種類 銃器</p>
--	---

三重県告示第 793 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定及びその区域図面の縦覧(平成 20 年三重県告示第 681 号)の一部を次のように改正し、令和 6 年 1 月 1 日から施行します。

令和 5 年 12 月 19 日

三重県知事 一見勝之

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定(平成 20 年 10 月 31 日三重県告示第 681 号)</p>	<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定及びその区域図面の縦覧(平成 20 年 10 月 31 日三重県告示第 681 号)</p>
<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 35 条第 1 項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定します。</p>	<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 35 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定し、平成 20 年 11 月 1 日から施行します。</p> <p>なお、区域図面は、三重県環境森林部自然環境室及び各農林(水産)商工環境事務所に備え置いて縦覧に供します。</p>
<p>第 1</p> <p>1 名称 津市芸濃町林地区特定猟具使用禁止区域(銃)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成 20 年 11 月 1 日から令和 10 年 10 月 31 日まで</p> <p>4 (略)</p>	<p>第 1</p> <p>1 名称 津市芸濃町林地区特定猟具使用禁止区域</p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成 20 年 11 月 1 日から平成 40 年 10 月 31 日まで</p> <p>4 (略)</p> <p>第 2</p> <p>1 名称 伊賀市安場特定猟具使用禁止区域</p> <p>2 区域</p>

	<p><u>伊賀市安場地内、市道横尾西向線と市道菖蒲池水越線との交点を起点として、同所から市道菖蒲池水越線を南に進み、市道桂安橋横尾線との交点を更に約 50m南に進み水路との交点に至り、同所から同水路を北西に約 250m進み同水路の延長線と国道 368 号線との交点に至り、同所から同国道を北に約 800m進み国営農地北端部農道の延長線との交点に至り、同所から同延長線及び同農道を東北東に進み市道横尾西向線との交点に至り、同所から同市道を北のちに東に進み起点に至る一円の区域</u></p> <p>3 <u>存続期間</u> 平成 20 年 11 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日まで</p> <p>4 <u>使用を禁止する特定猟具の種類</u> 銃器</p>
--	--

三重県告示第 794 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定及びその区域図面の縦覧（平成 21 年三重県告示第 670 号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 1 月 1 日から施行します。

令和 5 年 12 月 19 日

三重県知事 一見勝之

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定</u> (平成 21 年 10 月 30 日三重県告示第 670 号)</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 35 条第 1 項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定します。</p> <p>第 1</p> <p>1 名称 <u>津市河芸町黒田特定猟具使用禁止区域（銃）</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成 21 年 11 月 1 日から<u>令和 11 年 10 月 31 日</u>まで</p> <p>4 (略)</p>	<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定及びその区域図面の縦覧（平成 21 年 10 月 30 日三重県告示第 670 号）</p> <p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 35 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定し、平成 21 年 11 月 1 日から施行します。</p> <p><u>なお、区域図面は、三重県環境森林部自然環境室及び各農林（水産）商工環境事務所に備え置いて縦覧に供します。</u></p> <p>第 1</p> <p>1 名称 津市河芸町黒田特定猟具使用禁止区域</p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成 21 年 11 月 1 日から<u>平成 41 年 10 月 31 日</u>まで</p> <p>4 (略)</p> <p>第 2</p> <p>1 名称 <u>伊賀市中柘植特定猟具使用禁止区域</u></p> <p>2 区域 <u>伊賀市中柘植地内、市道上出線北東端部と市道榎岡小杉線との交点を起点として、同市道を南へ進み J R 沿いに更に南西に進み市道上出線との交点に至</u></p>

<p>第2</p> <p>1 名称 <u>伊勢市豊浜・宮川流域特定猟具使用禁止区域（銃）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 存続期間 平成21年11月1日から<u>令和11年10月31日</u>まで</p> <p>4 （略）</p> <p>第3</p> <p>1 名称 <u>伊勢市一色地区特定猟具使用禁止区域（銃）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 存続期間 平成21年11月1日から<u>令和11年10月31日</u>まで</p> <p>4 （略）</p>	<p>り、同所から同市道を北西に進み起点に至る一円の区域</p> <p>3 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで</p> <p>4 使用を禁止する特定猟具の種類 <u>銃器</u></p> <p>第3</p> <p>1 名称 <u>伊勢市豊浜・宮川流域特定猟具使用禁止区域</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 存続期間 平成21年11月1日から<u>平成41年10月31日</u>まで</p> <p>4 （略）</p> <p>第4</p> <p>1 名称 <u>伊勢市一色地区特定猟具使用禁止区域</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 存続期間 平成21年11月1日から<u>平成41年10月31日</u>まで</p> <p>4 （略）</p>
--	---

三重県告示第795号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定（平成28年三重県告示第699号）の一部を次のように改正し、令和6年1月1日から施行します。

令和5年12月19日

三重県知事 一見勝之

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1</p> <p>1 名称 <u>桑名市下深谷部特定猟具使用禁止区域（銃）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 存続期間 平成28年11月1日から<u>令和8年10月31日</u>まで</p> <p>4 （略）</p> <p>第2</p> <p>1 名称 <u>亀山市川崎特定猟具使用禁止区域（銃）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 存続期間 平成28年11月1日から<u>令和8年10月31日</u>まで</p> <p>4 （略）</p> <p>第3</p> <p>1 名称</p>	<p>第1</p> <p>1 名称 <u>桑名市下深谷部特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 存続期間 平成28年11月1日から<u>平成38年10月31日</u>まで</p> <p>4 （略）</p> <p>第2</p> <p>1 名称 <u>亀山市川崎特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 存続期間 平成28年11月1日から<u>平成38年10月31日</u>まで</p> <p>4 （略）</p> <p>第3</p> <p>1 名称</p>

<p><u>松阪市総合運動公園特定猟具使用禁止区域（銃）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 存続期間 平成 28 年 11 月 1 日から<u>令和 8 年 10 月 31 日</u>まで</p> <p>4 （略）</p> <p>第 4</p> <p>1 名称 <u>伊賀市御代特定猟具使用禁止区域（銃）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 存続期間 平成 28 年 11 月 1 日から<u>令和 8 年 10 月 31 日</u>まで</p> <p>4 （略）</p> <p>第 5</p> <p>1 名称 <u>紀北町相賀中村特定猟具使用禁止区域（銃）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 存続期間 平成 28 年 11 月 1 日から<u>令和 18 年 10 月 31 日</u>まで</p> <p>4 （略）</p>	<p><u>松阪市総合運動公園特定猟具使用禁止区域（銃）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 存続期間 平成 28 年 11 月 1 日から<u>平成 38 年 10 月 31 日</u>まで</p> <p>4 （略）</p> <p>第 4</p> <p>1 名称 <u>明和町南部第 2 特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u></p> <p>2 区域 <u>多気郡明和町藁村ほか（次の図に示す部分に限る。）</u></p> <p>3 存続期間 平成 28 年 11 月 1 日から<u>平成 38 年 10 月 31 日</u>まで</p> <p>4 <u>使用を禁止する特定猟具の種類</u> <u>銃器</u></p> <p>第 5</p> <p>1 名称 <u>伊賀市御代特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 存続期間 平成 28 年 11 月 1 日から<u>平成 38 年 10 月 31 日</u>まで</p> <p>4 （略）</p> <p>第 6</p> <p>1 名称 <u>紀北町相賀中村特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 存続期間 平成 28 年 11 月 1 日から<u>平成 48 年 10 月 31 日</u>まで</p> <p>4 （略）</p>
---	---

三重県告示第 796 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定（平成 29 年三重県告示第 759 号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 1 月 1 日から施行します。

令和 5 年 12 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第 1</p> <p>1 名称 <u>松阪市日丘町特定猟具使用禁止区域（銃）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 存続期間 平成 29 年 11 月 1 日から<u>令和 9 年 10 月 31 日</u>まで</p> <p>4 （略）</p>	<p>第 1</p> <p>1 名称 <u>松阪市日丘町特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 存続期間 平成 29 年 11 月 1 日から<u>平成 39 年 10 月 31 日</u>まで</p> <p>4 （略）</p>

第2	<p>1 名称 <u>津市須ヶ瀬特定猟具使用禁止区域（銃）</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成29年11月1日から<u>令和19年10月31日</u>まで</p> <p>4 (略)</p>	第2	<p>1 名称 <u>津市須ヶ瀬特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成29年11月1日から<u>平成49年10月31日</u>まで</p> <p>4 (略)</p>
第3	<p>1 名称 <u>志摩市磯部町坂崎特定猟具使用禁止区域（銃）</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成29年11月1日から<u>令和9年10月31日</u>まで</p> <p>4 (略)</p>	第3	<p>1 名称 <u>志摩市磯部町坂崎特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成29年11月1日から<u>平成39年10月31日</u>まで</p> <p>4 (略)</p>
第4	<p>1 名称 <u>志摩市阿児・磯部特定猟具使用禁止区域（銃）</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成29年11月1日から<u>令和9年10月31日</u>まで</p> <p>4 (略)</p>	第4	<p>1 名称 <u>志摩市阿児・磯部特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成29年11月1日から<u>平成39年10月31日</u>まで</p> <p>4 (略)</p>
第5	<p>1 名称 <u>中勢特定猟具使用禁止区域（銃）</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成29年11月1日から<u>令和19年10月31日</u>まで</p> <p>4 (略)</p>	第5	<p>1 名称 <u>中勢特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成29年11月1日から<u>平成49年10月31日</u>まで</p> <p>4 (略)</p>
第6	<p>1 名称 <u>志摩市磯部町穴川特定猟具使用禁止区域（銃）</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成29年11月1日から<u>令和9年10月31日</u>まで</p> <p>4 (略)</p>	第6	<p>1 名称 <u>志摩市磯部町穴川特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成29年11月1日から<u>平成39年10月31日</u>まで</p> <p>4 (略)</p>
第7	<p>1 名称 <u>南伊勢町伊勢路川特定猟具使用禁止区域（銃）</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成29年11月1日から<u>令和19年10月31日</u>まで</p> <p>4 (略)</p>	第7	<p>1 名称 <u>南伊勢町伊勢路川特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成29年11月1日から<u>平成49年10月31日</u>まで</p> <p>4 (略)</p>
第8	<p>1 名称</p>	第8	<p>1 名称</p>

<p>志摩市浜島町菅田・赤崎特定猟具使用禁止区域 (銃)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成 29 年 11 月 1 日から令和 9 年 10 月 31 日まで</p> <p>4 (略)</p>	<p>志摩市浜島町菅田・赤崎特定猟具使用禁止区域 (銃猟)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成 29 年 11 月 1 日から平成 39 年 10 月 31 日まで</p> <p>4 (略)</p>
<p>第 9</p> <p>1 名称 志摩市浜島町迫子崎特定猟具使用禁止区域 (銃)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成 29 年 11 月 1 日から令和 9 年 10 月 31 日まで</p> <p>4 (略)</p>	<p>第 9</p> <p>1 名称 志摩市浜島町迫子崎特定猟具使用禁止区域 (銃 猟)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成 29 年 11 月 1 日から平成 39 年 10 月 31 日まで</p> <p>4 (略)</p>
<p>第 10</p> <p>1 名称 伊賀市予野住田池特定猟具使用禁止区域 (銃)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成 29 年 11 月 1 日から令和 19 年 10 月 31 日まで</p> <p>4 (略)</p>	<p>第 10</p> <p>1 名称 伊賀市予野住田池特定猟具使用禁止区域 (銃猟)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成 29 年 11 月 1 日から平成 49 年 10 月 31 日まで</p> <p>4 (略)</p>
<p>第 11</p> <p>1 名称 紀宝町北桧杖特定猟具使用禁止区域 (銃)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成 29 年 11 月 1 日から令和 19 年 10 月 31 日まで</p> <p>4 (略)</p>	<p>第 11</p> <p>1 名称 紀宝町北桧杖特定猟具使用禁止区域 (銃猟)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成 29 年 11 月 1 日から平成 49 年 10 月 31 日まで</p> <p>4 (略)</p>
<p>第 12</p> <p>1 名称 伊賀市上之庄特定猟具使用禁止区域 (銃)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成 29 年 11 月 1 日から令和 9 年 10 月 31 日まで</p> <p>4 (略)</p>	<p>第 12</p> <p>1 名称 伊賀市上之庄特定猟具使用禁止区域 (銃猟)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成 29 年 11 月 1 日から平成 39 年 10 月 31 日まで</p> <p>4 (略)</p>
<p>第 13</p> <p>1 名称 伊賀市川上ダム建設予定地特定猟具使用禁止区域 (銃)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成 29 年 11 月 1 日から令和 9 年 10 月 31 日まで</p> <p>4 (略)</p>	<p>第 13</p> <p>1 名称 伊賀市川上ダム建設予定地特定猟具使用禁止区域 (銃猟)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成 29 年 11 月 1 日から平成 39 年 10 月 31 日まで</p> <p>4 (略)</p>
<p>第 14</p>	<p>第 14</p>

1 名称 <u>多気町丹生特定猟具使用禁止区域（銃）</u>	1 名称 <u>多気町丹生特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u>
2 （略）	2 （略）
3 存続期間 平成 29 年 11 月 1 日から <u>令和 9 年 10 月 31 日</u> まで	3 存続期間 平成 29 年 11 月 1 日から <u>平成 39 年 10 月 31 日</u> まで
4 （略）	4 （略）

三重県告示第 797 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定（平成 30 年三重県告示第 691 号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 1 月 1 日から施行します。

令和 5 年 12 月 19 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第 1</p> <p>1 名称 <u>四日市市県特定猟具使用禁止区域（銃）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 存続期間 平成 30 年 11 月 1 日から<u>令和 10 年 10 月 31 日</u>まで</p> <p>4 （略）</p>	<p>第 1</p> <p>1 名称 <u>四日市市県特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 存続期間 平成 30 年 11 月 1 日から<u>平成 40 年 10 月 31 日</u>まで</p> <p>4 （略）</p>
<p>第 2</p> <p>1 名称 <u>鈴鹿市御座ヶ池特定猟具使用禁止区域（銃）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 存続期間 平成 30 年 11 月 1 日から<u>令和 10 年 10 月 31 日</u>まで</p> <p>4 （略）</p>	<p>第 2</p> <p>1 名称 <u>鈴鹿市御座ヶ池特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 存続期間 平成 30 年 11 月 1 日から<u>平成 40 年 10 月 31 日</u>まで</p> <p>4 （略）</p>
<p>第 3</p> <p>1 名称 <u>四日市市下野特定猟具使用禁止区域（銃）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 存続期間 平成 30 年 11 月 1 日から<u>令和 10 年 10 月 31 日</u>まで</p> <p>4 （略）</p>	<p>第 3</p> <p>1 名称 <u>四日市市下野特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 存続期間 平成 30 年 11 月 1 日から<u>平成 40 年 10 月 31 日</u>まで</p> <p>4 （略）</p>
<p>第 4</p> <p>1 名称 <u>いなべ市北勢町小原一色特定猟具使用禁止区域（銃）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 存続期間 平成 30 年 11 月 1 日から<u>令和 10 年 10 月 31 日</u>まで</p> <p>4 （略）</p>	<p>第 4</p> <p>1 名称 <u>いなべ市北勢町小原一色特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 存続期間 平成 30 年 11 月 1 日から<u>平成 40 年 10 月 31 日</u>まで</p> <p>4 （略）</p>
<p>第 5</p> <p>1 名称</p>	<p>第 5</p> <p>1 名称</p>

<p>東員町笹尾城山特定猟具使用禁止区域（銃）</p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成30年11月1日から令和10年10月31日まで</p> <p>4 (略)</p> <p>第6</p> <p>1 名称 明和町大淀特定猟具使用禁止区域（銃）</p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成30年11月1日から令和10年10月31日まで</p> <p>4 (略)</p> <p>第7</p> <p>1 名称 明和町明星特定猟具使用禁止区域（銃）</p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成30年11月1日から令和10年10月31日まで</p> <p>4 (略)</p> <p>第8</p> <p>1 名称 伊賀市猪田大池特定猟具使用禁止区域（銃）</p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成30年11月1日から令和10年10月31日まで</p> <p>4 (略)</p> <p>第9</p> <p>1 名称 伊賀市安場特定猟具使用禁止区域（銃）</p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成30年11月1日から令和10年10月31日まで</p> <p>4 (略)</p>	<p>東員町笹尾城山特定猟具使用禁止区域（銃猟）</p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで</p> <p>4 (略)</p> <p>第6</p> <p>1 名称 明和町大淀特定猟具使用禁止区域（銃猟）</p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで</p> <p>4 (略)</p> <p>第7</p> <p>1 名称 明和町明星特定猟具使用禁止区域（銃猟）</p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで</p> <p>4 (略)</p> <p>第8</p> <p>1 名称 伊賀市猪田大池特定猟具使用禁止区域（銃猟）</p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで</p> <p>4 (略)</p> <p>第9</p> <p>1 名称 伊賀市安場特定猟具使用禁止区域（銃猟）</p> <p>2 (略)</p> <p>3 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで</p> <p>4 (略)</p>
---	--

三重県告示第798号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定（令和元年三重県告示第418号）の一部を次のように改正し、令和6年1月1日から施行します。

令和5年12月19日

三重県知事 一見勝之

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1</p> <p>1 名称 津市久居南部特定猟具使用禁止区域（銃）</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>第1</p> <p>1 名称 津市久居南部特定猟具使用禁止区域（銃猟）</p> <p>2～4 (略)</p>

第2 1 名称 <u>伊賀市神戸特定猟具使用禁止区域（銃）</u> 2～4 （略）	第2 1 名称 <u>伊賀市神戸特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u> 2～4 （略）
第3 1 名称 <u>明和町下御糸特定猟具使用禁止区域（銃）</u> 2～4 （略）	第3 1 名称 <u>明和町下御糸特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u> 2～4 （略）
第4 1 名称 <u>伊勢市藤里町ふじが丘・藤里団地特定猟具使用禁止区域（銃）</u> 2～4 （略）	第4 1 名称 <u>伊勢市藤里町ふじが丘・藤里団地特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u> 2～4 （略）
第5 1 名称 <u>伊勢市有滝町・村松町特定猟具使用禁止区域（銃）</u> 2～4 （略）	第5 1 名称 <u>伊勢市有滝町・村松町特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u> 2～4 （略）
第6 1 名称 <u>伊賀市中柘植猟具使用禁止区域（銃）</u> 2～4 （略）	第6 1 名称 <u>伊賀市中柘植猟具使用禁止区域（銃猟）</u> 2～4 （略）
第7 1 名称 <u>明和町下御糸第2特定猟具使用禁止区域（銃）</u> 2～4 （略）	第7 1 名称 <u>明和町下御糸第2特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u> 2～4 （略）
第8 1 名称 <u>鈴鹿市箕田特定猟具使用禁止区域（銃）</u> 2～4 （略）	第8 1 名称 <u>鈴鹿市箕田特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u> 2～4 （略）
第9 1 名称 <u>伊賀市下友田特定猟具使用禁止区域（銃）</u> 2～4 （略）	第9 1 名称 <u>伊賀市下友田特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u> 2～4 （略）

三重県告示第799号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定（令和2年三重県告示第738号）の一部を次のように改正し、令和6年1月1日から施行します。

令和5年12月19日

三重県知事 一見勝之

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定（令和2年10月30日三重県告示第738号）</u>		鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定（令和2年10月30日三重県告示第738号）	
第1	1 名称 <u>四日市市桜・坊主尾特定猟具使用禁止区域（銃）</u>	第1	1 名称 <u>四日市市桜・坊主尾特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u>

2～4 (略)	2～4 (略)
第2	第2
1 名称 <u>四日市市高花平特定猟具使用禁止区域 (銃)</u>	1 名称 <u>四日市市高花平特定猟具使用禁止区域 (銃猟)</u>
2～4 (略)	2～4 (略)
第3	第3
1 名称 <u>鈴鹿市石薬師・自由ヶ丘特定猟具使用禁止区域 (銃)</u>	1 名称 <u>鈴鹿市石薬師・自由ヶ丘特定猟具使用禁止区域 (銃猟)</u>
2～4 (略)	2～4 (略)
第4	第4
1 名称 <u>亀山市能褒野・鈴鹿市広瀬特定猟具使用禁止区域 (銃)</u>	1 名称 <u>亀山市能褒野・鈴鹿市広瀬特定猟具使用禁止区域 (銃猟)</u>
2～4 (略)	2～4 (略)
第5	第5
1 名称 <u>伊賀市阿保桐ヶ丘特定猟具使用禁止区域 (銃)</u>	1 名称 <u>伊賀市阿保桐ヶ丘特定猟具使用禁止区域 (銃猟)</u>
2～4 (略)	2～4 (略)
第6	第6
1 名称 <u>紀南特定猟具使用禁止区域 (銃)</u>	1 名称 <u>紀南特定猟具使用禁止区域 (銃猟)</u>
2～4 (略)	2～4 (略)
第7	第7
1 名称 <u>志摩市磯部町神路ダム特定猟具使用禁止区域 (銃)</u>	1 名称 <u>志摩市磯部町神路ダム特定猟具使用禁止区域 (銃猟)</u>
2～4 (略)	2～4 (略)
第8	第8
1 名称 <u>松阪市三渡川特定猟具使用禁止区域 (銃)</u>	1 名称 <u>松阪市三渡川特定猟具使用禁止区域 (銃猟)</u>
2～4 (略)	2～4 (略)
第9	第9
1 名称 <u>四日市市八郷・大矢知特定猟具使用禁止区域 (銃)</u>	1 名称 <u>四日市市八郷・大矢知特定猟具使用禁止区域 (銃猟)</u>
2～4 (略)	2～4 (略)
第10	第10
1 名称 <u>松阪市飯南町粥見特定猟具使用禁止区域 (銃)</u>	1 名称 <u>松阪市飯南町粥見特定猟具使用禁止区域 (銃猟)</u>
2～4 (略)	2～4 (略)
第11	第11
1 名称 <u>伊賀市上野特定猟具使用禁止区域 (銃)</u>	1 名称 <u>伊賀市上野特定猟具使用禁止区域 (銃猟)</u>
2～4 (略)	2～4 (略)

三重県告示第 800 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定（令和3年三重県告示第676号）の一部を次のように改正し、令和6年1月1日から施行します。

令和5年12月19日

三重県知事 一 見 勝 之

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 35 条第 1 項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を <u>指定</u> します。	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 35 条第 1 項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を <u>更新</u> します。
第 1	第 1
1 名称 <u>松阪市北東部特定猟具使用禁止区域（銃）</u>	1 名称 <u>松阪市北東部特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u>
2～4 （略）	2～4 （略）
第 2	第 2
1 名称 <u>津市神戸・大釜池特定猟具使用禁止区域（銃）</u>	1 名称 <u>津市神戸・大釜池特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u>
2～4 （略）	2～4 （略）
第 3	第 3
1 名称 <u>津市一身田特定猟具使用禁止区域（銃）</u>	1 名称 <u>津市一身田特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u>
2～4 （略）	2～4 （略）
第 4	第 4
1 名称 <u>鈴鹿市中西部特定猟具使用禁止区域（銃）</u>	1 名称 <u>鈴鹿市中西部特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u>
2～4 （略）	2～4 （略）
第 5	第 5
1 名称 <u>四日市市河原田特定猟具使用禁止区域（銃）</u>	1 名称 <u>四日市市河原田特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u>
2～4 （略）	2～4 （略）
第 6	第 6
1 名称 <u>亀山市中庄特定猟具使用禁止区域（銃）</u>	1 名称 <u>亀山市中庄特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u>
2～4 （略）	2～4 （略）
第 7	第 7
1 名称 <u>津市香良洲町香良洲海岸特定猟具使用禁止区域（銃）</u>	1 名称 <u>津市香良洲町香良洲海岸特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u>
2～4 （略）	2～4 （略）
第 8	第 8
1 名称 <u>伊勢市東大淀地区特定猟具使用禁止区域（銃）</u>	1 名称 <u>伊勢市東大淀地区特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u>
2～4 （略）	2～4 （略）
第 9	第 9
1 名称 <u>津市美里町小津原池特定猟具使用禁止区域（銃）</u>	1 名称 <u>津市美里町小津原池特定猟具使用禁止区域（銃 猟）</u>
2～4 （略）	2～4 （略）
第 10	第 10
1 名称 <u>伊賀市高山ダム特定猟具使用禁止区域（銃）</u>	1 名称 <u>伊賀市高山ダム特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u>
2～4 （略）	2～4 （略）
第 11	第 11
1 名称	1 名称

<u>明和町大淀第2特定猟具使用禁止区域（銃）</u> 2～4 （略）	<u>明和町大淀第2特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u> 2～4 （略）
--	---

三重県告示第801号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定（令和4年三重県告示第714号）の一部を次のように改正し、令和6年1月1日から施行します。

令和5年12月19日

三重県知事 一見勝之

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第1 1 名称 <u>津市高野尾・豊が丘特定猟具使用禁止区域（銃）</u> 2～4 （略）	第1 1 名称 <u>津市高野尾・豊が丘特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u> 2～4 （略）
第2 1 名称 <u>伊賀市壬生野三ッ池特定猟具使用禁止区域（銃）</u> 2～4 （略）	第2 1 名称 <u>伊賀市壬生野三ッ池特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u> 2～4 （略）
第3 1 名称 <u>明和町伊勢市玉城町大仏山特定猟具使用禁止区域（銃）</u> 2～4 （略）	第3 1 名称 <u>明和町伊勢市玉城町大仏山特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u> 2～4 （略）
第4 1 名称 <u>尾鷲市賀田特定猟具使用禁止区域（銃）</u> 2～4 （略）	第4 1 名称 <u>尾鷲市賀田特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u> 2～4 （略）
第5 1 名称 <u>木曾岬干拓地特定猟具使用禁止区域（銃）</u> 2～4 （略）	第5 1 名称 <u>木曾岬干拓地特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u> 2～4 （略）
第6 1 名称 <u>木曾川上流特定猟具使用禁止区域（銃）</u> 2～4 （略）	第6 1 名称 <u>木曾川上流特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u> 2～4 （略）
第7 1 名称 <u>多度町南之郷特定猟具使用禁止区域（銃）</u> 2～4 （略）	第7 1 名称 <u>多度町南之郷特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u> 2～4 （略）
第8 1 名称 <u>四日市市保々特定猟具使用禁止区域（銃）</u> 2～4 （略）	第8 1 名称 <u>四日市市保々特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u> 2～4 （略）
第9 1 名称 <u>四日市市山田特定猟具使用禁止区域（銃）</u> 2～4 （略）	第9 1 名称 <u>四日市市山田特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u> 2～4 （略）
第10	第10

<p>1 名称 <u>明和町玉城町齋宮池特定猟具使用禁止区域（銃）</u></p> <p>2～4 （略）</p>	<p>1 名称 <u>明和町玉城町齋宮池特定猟具使用禁止区域（銃 猟）</u></p> <p>2～4 （略）</p>
<p>第 11</p> <p>1 名称 <u>松阪市神戸特定猟具使用禁止区域（銃）</u></p> <p>2～4 （略）</p>	<p>第 11</p> <p>1 名称 <u>松阪市神戸特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u></p> <p>2～4 （略）</p>
<p>第 12</p> <p>1 名称 <u>いなべ市宇賀特定猟具使用禁止区域（銃）</u></p> <p>2～4 （略）</p>	<p>第 12</p> <p>1 名称 <u>いなべ市宇賀特定猟具使用禁止区域（銃猟）</u></p> <p>2～4 （略）</p>

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
